平成26年5月12日

会 社 名　　株式会社　滋 賀 銀 行
代表者名　　取締役頭取　大 道 良 夫
（コード番号　8366　東証第１部）
問合せ先　　総務部長　・橋　宏
（TEL.　　０７７－５２１－２２５０）

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成26年6月25日開催予定の第127期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

社外取締役に適切な人材を広く招聘できる環境を整え、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、定款第29条（社外取締役の責任免除）の規定を新設し、これに伴う条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しています。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第20条～第28条　（条文省略）	第20条～第28条　（現行どおり）
（新　　設）	（社外取締役の責任免除） 第29条　当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、１千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第29条～第38条　（条文省略）	第30条～第39条　（現行どおり）
第６章　計　　算	第６章　計　　算
第39条～第42条　（条文省略）	第40条～第43条　（現行どおり）

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成26年6月25日（水）
定款変更の効力発生日　　平成26年6月25日（水）

以　上